

フォーマット、作成方法制定について

モンゴル国法第 24 条の 2、障害者権利法第 15 条の 15.3、教育法の第 5.1.4 項、第 28.1.2 項の規定に基づき、制定する：

1. 就学前年齢の障害児へ教育を提供する「個別教育計画」フォーマットを第 1 添付にて、「個別教育計画作成方法」を第 2 添付にて制定する。
2. 同省令にて制定するフォーマット、作成方法実施の管理を就学前教育課（J.Myagmar）に、幼稚園教職員への指導支援、助言を段階的に組織することを教育総合庁（T.Nyam-Ochir）に義務付ける。
3. 就学前年齢の障害児へ教育サービスをインクルーシブに提供、彼らの多様なニーズに沿った教育環境を整備、個別教育計画を作成・実施、教員、親・保護者の能力向上のための研修を段階的に組織することを全運営主体の幼稚園園長に指示する。
4. 同省令実施の監理を事務次官 L.Tsedevsuren に指示する。

大臣 署名 L.Enkh-Amgalan

確認： G.Ganbayar  
アドバイザー： M.Batgerel  
L.Tsedevsuren  
B.Gantulga  
P.Oyunaa  
J.Ganbaatar  
J.Myagmar  
B.Javzanjargal

校閲： Ch.Bayarmaa

作成： S.Purevsaikhan  
(2022.05.04)

個別教育計画

作成年月日：

園児名		生年月日	年 月 日 (○歳○ヶ月)
クラス名		担任	
本人・保護者の願い		担任の願い	
目的			

発達領域	期間	実態	目標	支援のポイント (手立て)	発達の変化・記録
社会性	前期				
	後期				
運動・健康	前期				
	後期				
言葉	前期				
	後期				
自然・社会環境	前期				
	後期				
数学	前期				
	後期				
音楽	前期				
	後期				
美術	前期				
	後期				

結果	(作成日： )
----	---------

記録した教員の氏名、署名： ...../...../

日付 \_\_\_\_\_

確認した親（保護者）の氏名、署名： ...../...../

日付 \_\_\_\_\_

## 個別教育計画作成ガイドライン

個別教育計画は、就学前年齢障害児の発達の特徴、ニーズ、状態をアセスメントするとともに、長期目標、中期目標、短期目標、学習・保育活動内容、教員の支援・指導法などの計画・実施の評価を総括的に記録する書類である。

障害のある子どもの保護者または担任の申し出を基に、児童の発達の特徴、ニーズについて相互に承認したうえで、個別教育計画を作成し、実施する。

幼稚園にて、児童の特徴、ニーズ、健康状態に適した発達及び学習を促すための「園内委員会」を7-9人の非正規メンバーで運営する<sup>1</sup>。

### 個別教育計画は次の目的を達成する。

1. 障害のある子ども一人ひとりの発達の特徴、ニーズを的確に把握し、それに適した特別なニーズ教育のサービスを提供する。
2. 子どもの発達の実態に応じて幼稚園及び家庭において指導する学習内容、教員やその他専門職員の指導法、子どもへの支援方法を明確にし、活用する。
3. 子どもの発達の度合いを評価し、生活や学習において抱えている問題を解決する。

### 幼稚園教員は個別教育計画作成の際に次の原則を厳守する。

- 対象児の発達の特徴、ニーズに適しており、なおかつその子どもの発達を支援する内容であること。
- 目標設定は評価できる、対象児が達成できるものになっていること。
- 個人情報扱っているため、守秘義務を厳守すること。
- 対象児に過度の負担をかけない内容になっていること。
- 参加者（当事者）が相互に承認していること。
- 定期的に修正し、作成すること。

### 個別教育計画で学習を受けるための手続き：

- 個別教育計画で学習を受ける要望・提案は保護者或いは担任のいずれかが申し出ることができる。
- 要望・提案があった場合は、二者面談（保護者、担任）を実施する。
- 保護者は、個別教育計画の作成に当たって意見や要望を幼稚園側に伝え、その内容を反映させてもらうことができる。
- 参加者（当事者）が相互に合意し、個別教育計画で学習を受けることになった場合は、関連書類を整備し、園内委員会に提出する。

<sup>1</sup>労働社会保障大臣、教育科学大臣、保健大臣の2021年12月20日付A/220、A/475、A/812号合同令「障害児のための包括的な発達支援の手順書・フォーマット改定について」

- 園内委員会において協議し、最終決定を出す。
- 園内委員会は指導教諭、教員、園医、保護者代表、特別教育教員、バグ、ホローのソーシャルワーカー、心理士などで構成される。

## 個別教育計画の構成

個別教育計画の作成・評価にあたり、計画に盛り込む基本的な事項（目的、実態、目標についての判断、手立てを含む基本方針）について園内委員会と担任が共に検討する。

就学前年齢障害児の個別教育計画を次の構成内容で作成する。

1. 子どもの実態把握
2. 長期目標、中期目標、短期目標、支援環境
3. 発達領域ごとの教員の支援、手立て
4. 子どもに見られる成長、変化の記録

## 個別教育計画の作成の準備：

対象児の実態を把握する。

### 1. 入園前の面談

入園前、面談等を通じ、保護者から子どもの生育歴や生活習慣、家での様子について情報を得る。体験入園の機会を設け、親子に来園してもらい、園長、指導教諭、担任が、園内での子どもの行動も観察する。面談は、添付の「面談シート」を活用して情報収集し、子どもの苦手なことに併せ、好きなことや得意なことについても確認をする。

### 2. 入園後の実態把握

入園後、担任は日々の幼稚園での子どもの様子を観察・記録し、子どもの実態を把握し、保護者と共有し、共に整理する。「目標」を記入するためには、子どもが抱える今の課題を明らかにしておく必要がある。また、課題に対する子どもへの「支援（手立て）」を記入するには、子どもの発達段階を把握する必要がある

### 3. 日単位の記録・評価

上記の面談と実態把握から、対象児の課題と目標が設定できるならば、個別教育計画の記入を開始する。一方、障害児を担当したばかりの担任や、初めて個別教育計画を記入する担任は、別添の「日誌タイプの計画書」を記入し、記録を続けることで、対象児の実態や自分の手立て、保育の環境などが明確に見えてくるため、個別教育計画を記入する前の練習として記入する。

**評価方法：**障害のある子どもの発達評価について、教育文化科学スポーツ大臣（旧）の2020年付A/280号令「就学前教育に就園している子どもの発達及び就学準備評価規則」の1.7項「障害のある子どもの多様なニーズを踏まえた経過評価を実施する」、また、同規則2.1.1号にて「経過評価とは、子どもの発達を支援することを目的とした学習、活動において教員が日常的に実施する評価を指す」と規定している。

個別教育計画

作成年月日： 1

園児名		生年月日	年 月 日 (○歳○ヶ月)
クラス名		担任	
本人・保護者の願い	2	担任の願い	3
目的	4		

発達領域 5	期間 6	実態 7	目標 8	支援のポイント (手立て) 9	発達の変化・記録 10
社会性	前期				
	後期				
運動・健康	前期				
	後期				
言葉	前期				
	後期				
自然・社会環境	前期				
	後期				
数学	前期				
	後期				
音楽	前期				
	後期				
美術	前期				
	後期				

結果 11	(作成日： )
----------	---------

記録した教員の氏名、署名 : ..... ./..... ./

日付 \_\_\_\_\_

確認した親(保護者)の氏名、署名 : ..... ./..... ./

日付 \_\_\_\_\_

経過評価を、学習、活動時の子ども一人ひとりの発達の観察、話し合い、個人ファイル作成などの方法で実施し、個別教育計画に記載した対象児の発達にみられる成長で評価する。

幼稚園は担任が作成した計画を園内委員会で協議・検討を実施し、情報を共有する。

## 個別教育計画の記入方法

### 1. 「作成年月日」

対象児が入園後、すぐ作成する。

### 2. 「本人・保護者の願い」

対象児と保護者の願いや目標を確認して具体的に記入する。

- 対象児本人が自分の願いを表現できる場合は聞き取って書く。難しい場合には、保護者の願いのみ記入する。

### 3. 「担任の願い」

日々の関わりを通じて思う、対象児に対する願いを具体的に記入する。

- 「〇〇をやめてほしい」といったネガティブな表現にならないよう工夫する。

例) 「教室を動き回らないでほしい」⇒「集中して活動に取り組む時間を増やしたい」

### 4. 「目的」

対象児と保護者、担任の願いを基に、将来の対象児の姿、または対象児ができるようになることを具体的に記入する。

- 期間はおよそ1年後を目安として対象児毎に決定する。
- 園内委員会や保護者の意見を参考にする。
- 過度に高い目標を設定しないよう留意する。

### 5. 「発達領域」

対象児のニーズにあわせて必要項目を選択する（ここに挙げているすべての発達領域について目標を設定する必要はない）。また、例えば最初は「社会性」のうち「身辺自立」だけに絞り、途中で項目を増やしたり、必要なくなれば削除したりしてもよい。

発達領域	各発達領域の例
社会性	「自分を感じる、表現する」、「身辺自立、参加」、「感情を適切に表現する」、「問題解決（自分のできる範囲で）」、「他者を理解する」、「大人とのコミュニケーション」、「同世代の子どもたちとのコミュニケーション」、「他の子ども（自分より年上、年下）とのコミュニケーション」、「環境変化への適応」、「人と人との違いを理解し、尊重する」、「勤勉性、積極性、忍耐」、「規則を理解する、従事する」等
運動・健康	「歩く、走る」、「ジャンプする、両足跳び」、「ハイハイ、よじのぼり」、「投げる、渡す、持つ」、「身体の動きを制御する、調整する」、「運動する時は身体のバランスを保つ」、「手や指の動きを調整する」、「衛生状態を維持する」、「怪我や病気を防ぐ」
言葉	「環境及び言語の音の区別ができるようになる」、「単語の意味を理解し、使用する」、「文章を理解し、文章で話す」「意思を示し、話す」、「読んだことや話した文

	章について話す」、「絵や記号の意味を理解する」、「さまざまな線を描く（直線、曲線、アークなど）」
自然・社会環境	「取り囲む環境の中にある物に興味を持つ、認識する、名前を言う」、「植物や動物を観察し、認識する、ケアする」、「四季や気候の変化に興味を持つ、区別ができる」、「周りの人々の特徴を認識する」
数学	「数を数える、計算する」、「測る、大きさを区別できる」、「形や色を特定する」、「空間感覚を持つ」、「時間を示した言葉を使う」
音楽・美術	「音楽のメロディーを聞いて区別できる、感じたことを表現する」、「歌う」、「楽器を弾く」、「音楽のメロディー、リズムに合わせて踊る、演技をする」、「取り囲む環境の中で観察したことやイメージを絵で表す」、「粘土で物や人、動物を作る」、「取り囲む環境の中で観察したことやイメージを貼り付ける」、「積み立てる、デザインする」

出典：就学前教育における教育カリキュラム実施ガイドライン（2019）

## 6. 「期間」

対象児の入園時期にあわせ、前期と後期を設定する。ただし、子どもの入園時期と発達領域に応じて、望ましい場合は期間を別途設定し、増やしたり、減らしたりすることも問題はない。作成者が各自で設定すること。

## 7. 「実態」

幼稚園の環境に適応している状況についての担任の観察記録、保護者が記入したアンケートを基に、選択した「発達領域」それぞれについて、対象児の発達段階（状況）を記載する。

## 8. 「目標」

「実態」の次の段階である「目指す姿、またはできるようにになりたいこと」を具体的に記載する。

- スモールステップ思考で着実に目指せることを記載する。
- 「〇〇をやめてほしい」といったネガティブな表現にならないよう工夫する。

## 9. 「支援のポイント（手立て）」

「目標」を達成させるために、教員が子どもの能力を向上させるためのどのような手立て、合理的配慮、支援、学習、練習、遊びを行うか記載する。手立てと環境を配慮し、だれが、いつ、どのように指導と支援を行うのかを具体的に書く。

- 取り組みを行いながら手立ては変わっていくものである。同僚や外部の専門家の意見も参考にし、加筆していく。
- クラスの計画と連動させるような手立ての検討も重要。

## 10. 「発達の変化・記録」

日常的な指導・支援を通じて見られた子どもの変化を具体的に記載する。

- 子どもの成長を中心として記載するが、主だった成長はなかったとしても、子どもに生じた変化があれば記載する。

## 11. 「結果」

学年度末に目標に対する取り組みの過程や達成度合いを記載する。

- 「目標が達成できたか/できなかったか」だけでなく、子どもの成長や手立てと目標の振り返りを行い、次の目標・手立てにつなげることが重要。
- 園内委員会で話し合った結果・記録に基づき記載することが望ましい。